- 般質問

増田 武夫 議員

	•	すると、3分の1となって	「毎年
町民に不利益	となる障	いるが、申請者全員が認定	の 記
モニートイ		されている。	度の
害者控除認定	は改善を	忠類地区の認定者の減少	によ
		は、申請者数そのものが減	き認
更介護認定者の障	町長①町の広報や、	少しているためである。	当さ
『 害者控除認定は、住	光 送	介護保険料通知書等にパ	えら
んでいる地域による不公平	料通知書」等を発送する際	ンフレットを同封し、障害	今
があってはならない。認定	に本制度の内容を記載した	者控除認定書発行の際には	に努
されると障害者控除で所得	パンフレットを同封し周知		
税27万円、住民税26万円。	を図っている。	多明高齡皆医寮间	が削
特別障害者控除で夫々40	昨年は、「みんなのふく		
万円、30万円の所得控除と	し」の内容を一新し、障害	政府にしこかり	う 届
なる。旧忠類村ではH16年	者手帳所有者の方に配布し、		
と17年に27人認定されてい	役場の各支所・出張所等の	後期高齢者医療制	担を
たものが、H19年は8人に	窓口に備え希望者に配布し	し 度は、75才以上のお	すべ
減った。認定基準が厳しす	周知に努めている。	年寄りを別な制度に囲い込	
ぎるのではないか。	②要介護認定者が障害者に	んで医療費を削減しようと	町
国税庁は「障害者手帳と	準ずる者としての判断は、	する差別制度だ。別立ての	は、
要介護認定はほぼ一致す	税の公平性という観点から	診療報酬による医療制限、	し与
る」としており、要介護認	個々の事例に則して適正に	二年ごとの保険料見直しに	国民
定者全員に障害者控除証明	判断することが大切なこと	よる自動的な値上げの仕組	られ
書を発行している町村もあ	と考えており、すぐに認定	み、すべての世代の重い負	を継
る。本町の厳しい認定基準	基準を改めることは考えて	担など、制度そのもの欠陥	混乱
を改め、要介護認定者全員	いない。ただ、町村間にお	であり、小手先の見直しで	おり
に認定書を発行すべきだ。	いて認定基準に一部違いも	は解決せず、廃止しかない。	い。
①該当者への周知方法はど	あり、他市町村の基準等を	①廃止の声を政府に届ける	② 道
のように行っているか。	参考に東部4町で協議の上、	先頭に立ってほしいと思う	海道
②認定基準を見直す考えは	町民に分かりやすい制度と	がどうか。	額を
ないか。	なるよう認定要領の見直し	②広域連合への道の財政的	診費
③忠類地区の認定者数が激	等について検討したい。	支援を増やすよう要請して	円 の
減しているが。	③忠類地域の認定者数は、	ほしい。	にな
	平成17年度と19年度を比較	③65~74歳の障害者一割負	北

「毎年の申請が必要です」と うめたい。 れる。 財政支援を受けること |用に対し3,500万 要請し、本年度から健 けて 後も、制度内容の周知 り申請書の提出に基づ 載をしているが、本制 った経過がある。 に対し、財政支援の増 続する観点で、国民の が安心して医療を受け 長 れる方の申請漏れも考 定をすることから、該 運用は原則、申請主義 海道町村会は、北海道 広域連合は、昨年、北 、ご理解をいただきた を招かないよう求めて る制度の安定的な運営 党に対し要請を行った きと思うが。 復活するよう道に要請 度廃止の声 本制度の見直しに関連 ①全国町村会で

査、 関するプロジェクトチーム を進め、制度の検討を行う 度加入を助成の条件として 町村会や同広域連合を通じ に対し、被保険者に過度な いただきたい。 いる段階であり、 を始めたと聞く。 が、実態調査と修正の検討 予定である。 問題に関し、今後実態調査 県ある。北海道では、この いるのは、北海道のほか9 医療制度導入に際し、同制 施しているが、後期高齢者 同様の医療費助成事業を実 ③全国すべての都道府県で、 要請したい。 よう要望している。 に十分な財政措置を講じる が受けられるよう、市町村 心して適切な医療サービス 負担増を招くことなく、安 与党の高齢者医療制度に 本町としては、これら調 本町としても、引き続き 検討の結果を見守って ご理解を